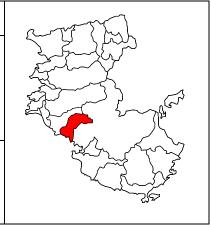
紀州みなべ梅酒特区

都道府県名: 和歌山県

申請主体名: みなべ町

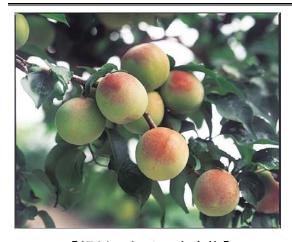
区域の範囲: 和歌山県日高郡みなべ町の全域



特区の概要:

和歌山県みなべ町は、梅のブランド「紀州みなべの南高梅」誕生の地で、日本一の梅の産地である。しかし近年は消費者の嗜好の変化により新たな梅の消費方法開拓が必要となっている。このことから梅消費拡大の新たなコンテンツとして梅酒が注目されているなか、みなべ町は梅の産地であり従来から梅農家等では自家消費のための梅酒製造が行われており、今回の酒税法改正による効果を発揮できる基盤がすでにあることから、梅酒特区の認定により、幅広く地場産業の振興を図っていく。

適用される規制 の特例措置: ・特産酒類の製造免許の要件緩和



【紀州みなべの南高梅】



【消費拡大キャンペーン】